

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

（第4期）

計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

三重県

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（目次）

1 管理すべき鳥獣の種類	1
2 計画の期間	1
3 管理が行われるべき区域	1
4 計画策定の目的	1
5 これまでの取組とその評価	1
(1) これまでの取組	1
(2) 現状	1
(3) 第3期計画の評価	2
6 管理の基本的な考え方	3
(1) 順応的管理の推進	3
(2) 年度別事業実施計画の策定と推進	3
7 管理の目標	3
8 個体数の調整に関する事項	3
(1) 管理方針の考え方	3
(2) 目標達成に向けた具体的な方策	4
9 被害防除対策に関する事項	4
(1) 管理方針の考え方	4
(2) 目標達成に向けた具体的な方策	4
10 生息環境管理に関する事項	5
(1) 管理方針の考え方	5
(2) 目標達成に向けた具体的な方策	5
11 その他管理に必要な事項	5
(1) モニタリングの実施	5
(2) 計画の科学的評価	6
(3) 捕獲の促進に関する普及啓発等	6
(4) 計画の実施体制に関する事項	6
(5) 資源としての有効利用	6
(6) 錯誤捕獲への対応	6
(7) 豚熱への対応	7
12 付属資料	7
(1) 生息環境	7
(2) 分布状況	9
(3) 生息状況	10
(4) 被害状況	12

(5) 対策状況	14
(6) 各市町獣害対策協議会の設置状況	15
(7) 狩猟登録者数	16

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、生息状況の変化等に応じて、必要な場合には計画期間内に関わらず計画を変更する。

3 管理が行われるべき区域

県内全域

4 計画策定の目的

人とイノシシの共生を図るために、以下3点の目的を掲げる。

- 農業被害の解消
- 生活環境被害と人身被害の解消
- 地域個体群の安定的な維持

5 これまでの取組とその評価

(1) これまでの取組

三重県では、市街地を除きほぼ県内全域にわたってイノシシが生息していることが確認されており、中山間地域での農作物への被害が深刻な問題となっていた。このため、平成22年度に第1期、平成24年度に第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）を策定し、狩猟期間の延長等を行い個体数の管理を行ってきた。また、平成26年5月に公布された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を受け、平成27年度に第2期計画を第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に変更し、平成29年度には第3期の同計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等さらなる個体数の管理を進めてきた。

(2) 現状

① 分布状況

県内のイノシシの分布は、1970年代から大台山地の標高の高い箇所や県北部の平地など一部地域を除いた広い範囲で確認されていた。その後さらに分布が拡大し、令和2年度の全国調査時点では、ほぼ県内全域で生息が確認されている（付属資料図1）。

② 生息状況

イノシシの生息状況を表す指標の一つである目撃効率（SPUE：狩猟者の一日の平均目撃数）の直近5年ほどの平均値を見ると、生息状況には偏りがあり、津市や伊賀市、名張市周辺のメッシュで高い値を示しているものがある。その他、南伊勢町や度会町、大台町、熊野市等でも比較的高い値を示している（付属資料図2）。

本県では令和元年にいなべ市において、イノシシの豚熱による死亡が確認された。その後、県北部を中心に死亡個体が確認され、現在では県内の広い範囲で豚熱によるイノシシの死亡が確認されている（付属資料図3）。

③ 被害状況

イノシシによる農林業被害額は、平成22年度をピークにその後は減少し、近年は横ばい傾向にある。令和2年度の被害額は約9千5百万円となり、平成22年度の約49%に減少してきているものの、全鳥獣による被害額約3億6千6百万円の約26%をイノシシによる被害が占めている（付属資料図4）。

被害は、稻、果樹、野菜、麦類、豆類、いも類と幅広い農作物に及び、令和2年度は、稻の被害が特に大きく全体の約72%、次いで野菜、果樹、いも類の順となっている。これら4作物の占める割合は約98%となっている。

（付属資料表1、図5）。

イノシシによる被害は、収穫間際の農作物が壊滅的な被害を受けることで、生産者の意欲が減退し、耕作放棄地を増加させる大きな要因の一つとなっている。また、耕作放棄地の増加によって、よりイノシシが生息しやすい環境となり、被害を増加させるといった悪循環を招いている。

農業集落の代表者を対象にしたアンケート調査の結果、イノシシによる農業被害程度が「大きい」または「深刻」と回答した集落の割合は、平成23年度には計62%であったが、令和2年度は計43%となり減少傾向にある（付属資料図6）。地域別にみると、令和2年度は県南部でより深刻な状況にある（付属資料図7）。

（3） 第3期計画の評価

第3期「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」では、農林業被害額を約7千6百万円まで抑えることを管理目標とした。目標達成に向けて、第1期、第2期計画に引き続き狩猟期間の延長を行い、また、指定管理鳥獣捕獲等事業や「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき策定された被害防止計画に

より計画的な捕獲が行われた。

その成果として、農林業被害額は、第3期計画開始時の平成29年度に約1億2千6百万円であったものが、令和2年度には約9千5百万円へと減少した。しかし、目標とする被害金額まで抑えることができなかつたことから、引き続き個体数調整や被害防除により被害の軽減を図る必要がある。

6 管理の基本的な考え方

(1) 順応的管理の推進

捕獲頭数やモニタリングデータに基づいた生息状況や被害状況、対策状況の評価を行い、その結果を元にした対策方針を検討する順応的な管理を推進していく。

(2) 年度別事業実施計画の策定と推進

個体数調整や被害防除に関する具体的な対策方針について、これらの方針を示した「年度別事業実施計画」を策定して推進する。

7 管理の目標

- 農林業被害額の減少
※第4期計画では、引き続き農林業被害額を過去の最低水準である約7千6百万円までに抑える。
- 人身被害の解消
- 長期的に存続可能な生息頭数の維持

8 個体数の調整に関する事項

(1) 管理方針の考え方

イノシシの生息密度や生息頭数について、変動幅を小さく推定する方法が確立されていないため、生息頭数を基礎とする捕獲頭数を計画できないが、被害を軽減させるためには、加害個体を的確に捕獲することが重要であるため、イノシシの捕獲圧を高め加害個体を集中的に捕獲する。また、農業被害は被害対策を確実に行うことで被害の軽減が見込めるところから、個体数管理に加え防護柵設置等の被害防除対策を合わせて総合的な対策を推進することとする。

(2) 目標達成に向けた具体的な方策

- 狩猟期間の延長

第3期計画から引き続き、狩猟期間を11月1日から3月15日までとし、捕獲圧を高めることとする。

- 有害鳥獣捕獲の推進

許可捕獲における捕獲頭数については、計画的な捕獲促進と被害防止が的確に行えるよう、引き続き、必要数の捕獲を可能とする。

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標を達成するにあたって、既存の市町等が実施する捕獲に加え、必要に応じて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

なお、事業実施の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画書（イノシシ）に定める。

- 農業被害の大きな地域など加害個体の捕獲の推進

生息密度が高く、かつ農業被害が大きい地域において、侵入箇所周辺や防護柵沿い等で、加害個体を集中捕獲することで被害の軽減を図る。

9 被害防除対策に関する事項

(1) 管理方針の考え方

捕獲による個体数管理だけでは、イノシシによる農業被害の軽減を図ることは難しいことから、防護柵の整備や維持管理の推進、誘引物管理など総合的な対策が非常に重要である。地域・集落の住民が一体となって主体的に取り組み、行政機関が支援する被害防除対策を推進できるよう、市町等に対する指導・助言を行う。

(2) 目標達成に向けた具体的な方策

- 防護柵の整備や維持管理の推進

関連事業を活用し、集落単位での効果的な防護柵の整備や定期的な点検など適正な維持管理の実施を支援する。

- 誘引物の除去の推進

農業被害軽減に向けて、農作物の収穫残さや未収穫の果実の放置を防止する取組を開く。

- 獣害対策に取り組む集落づくりの推進

地域住民が主体となった地域ぐるみの被害対策が推進できるよう、地域リーダー研修などによる人材の育成を行い、取組体制の構築支援を行うことで、獣害対策に取り組む集落づくりを推進する。

10 生息環境管理に関する事項

(1) 管理方針の考え方

イノシシの地域資源としての安定的な維持と人の生活圏に寄せ付けないための環境づくりを進める。

(2) 目標達成に向けた具体的な方策

● 農地周辺の環境管理

被害の大きい中山間地域では、耕作放棄地の増加や果樹園の手入れ不足、森林の手入不足（放置林の増加、荒廃竹林の拡大）等がイノシシの餌場や隠れ場として好適な環境を提供しており、大きな課題となっている。耕作地の周辺にある耕作放棄地や果樹園の管理、森林の管理・利用方法について啓発を行う。

11 その他管理に必要な事項

(1) モニタリングの実施

生息分布状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することは、計画的なイノシシの管理に不可欠である。そのため、モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を分析・評価することとする。

① 生息分布調査

イノシシ管理の基礎資料となる分布域の現状を把握するために、狩猟者による出獵報告の情報をもとに目撃効率等の整理と分析を進める。また、近年開発されつつあるイノシシの生息頭数の把握手法について、本県での有用性を検討する。

② 被害状況調査

農業被害状況調査や農業集落の代表者を対象としたアンケート調査を行う。また、人身被害や出没に関する情報を収集し、継続した被害状況のモニタリングを行う。

③ 捕獲状況調査

狩猟期間の捕獲の実態については、狩猟者の協力を得て実施する。調査項目は、出獵月日、出獵区域、雌雄別の出合数、捕獲頭数等とする。有害捕獲による捕獲の実態については、市町、捕獲実施者の協力を得て調査を実施する。調査項目は、捕獲月日、捕獲区域、雌雄別捕獲頭数等とする。

狩猟期の出獵報告及び許可捕獲の許可状況から捕獲場所・捕獲頭数・目撃数などのデータを収集し、年間の捕獲目標の検討や生息分布の把握を行う。

(2) 計画の科学的評価

専門的な知見を備えた有識者によって構成される科学委員会等を設置し、計画を評価するとともに、見直しを図る科学的な管理を推進する。

(3) 捕獲の促進に関する普及啓発等

狩猟者の育成・確保のため、市町、獵友会と連携し狩猟免許試験のPRを行うとともに、引き続き、免許試験を休日にも実施する等、狩猟免許取得者の増加を図る。狩猟免許取得者に対しても研修を開催し、捕獲技術向上を図る。

また、捕獲頭数の多い市町を中心に、捕獲後の処分が大きな課題となっていることから、市町の捕獲状況に応じた処分方法の選定や導入を検討する。

「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣による農林業等被害を受けている市町に対しては、被害防止計画に基づく被害対策の取り組みを行うよう指導、助言を行う。

(4) 計画の実施体制に関する事項

計画を実施するためには、市町や県の研究部門、農林業関係団体等との連携が不可欠であり、農林業被害状況の把握、狩猟や許可捕獲、個体数調整の実施状況、個体数管理に必要な情報を共有することが重要である。

さらに、専門家の協力を得ながら、科学的・計画的な管理の実施に努めるとともに隣接府県とも各種会議を利用して意見交換等を行う。

(5) 資源としての有効利用

イノシシは狩猟資源として有効活用されてきた。安全で美味しいジビエの普及を行うため、「みえジビエ」への取組を推進する。

(6) 錯誤捕獲への対応

クマ類やカモシカ等、錯誤捕獲のおそれがある場合には、出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

(7) 豚熱への対応

野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺府県、関係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するにあたっては、県や市町から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につなげるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の摂食防止対策等の徹底について、関係部局と連絡しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

12 付属資料

(1) 生息環境

① 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約80km、南北約170kmと南北に細長い県土を有し、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帶地域と南側の外帶地域に分けられる。内帶地域は、東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なる。一方、外帶地域の東側はリアス海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島の東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されている。

② 気候

内帶地域中、海岸地帯に位置する津市の気候は、年平均気温16.3°C（平年値：1991年～2020年の30年間の平均値、以下同じ）、年平均湿度67%と比較的温暖である。

これに対し、内帶地域の西側、布引山地等に囲まれた伊賀盆地にある伊賀市の年平均気温は、14.6°Cと県内では最も低く、夏冬や朝夕の温度較差が大きい内陸型の気候の特徴を示す。

外帶地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、その南側、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温16.4°Cと暖かい海洋型の気候となっている。また、年平均降水量は、3,970mmと全国有数の多雨地帯となっている。

③ 森林及び植生の状況

イノシシの生息地となる県内の森林の状況については、面積が 372,353ha で、県土面積の約 64%を占めており、このうち約 62%がスギ、ヒノキなどの人工林である。

植生は、自然林の多くは、二次林になっているが、極相林も各所に温存されている。温暖林の極相型とされるカシ、シイなどの常緑広葉樹や温帶林の極相型とされるブナなどの落葉広葉樹も残り、特殊地域の極相林とされるゴヨウマツ、アスナロ、スギ、シデなどの林やササ原が隨所にみられる。

鈴鹿山系での極相は、ツブラジイ、サカキ、ウラジロガシ、ブナ、スズタケなどの優占林であり、山麓から海拔 300m位までに茂るツブラジイ、海拔 300～800mは主としてカシ林が広がり、海拔 800m以上は、ブナを優占種とする温帶性落葉広葉樹林が広がっている。

伊賀地域では、山地部の大部分がスギ、ヒノキ植林地及びアカマツ群落、コナラ群落となっている。

県中南部では、主に亜熱帯から温帶にかけて発達する常緑広葉樹林と落葉広葉樹林が大部分を占めているが、台高山脈の一部には温帶の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹林も見られる。

熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達している。その内側の平野には、タブノキ林が見られる。

内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ 300mまでは、ツブラジイ、タブノキを中心とする森林であり、これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近までは、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が分布している。これら以上の標高の山地は、トウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっている。

④ 耕作地の状況

県内の令和 2 年度の耕地面積は、58,000ha となっており、県土総面積の 10.0%を占めている。また、野生獣による農業被害の増加原因の一つと考えられる荒廃農地は 6,557ha となり、耕地に対する割合が増加してきている。

(2) 分布状況

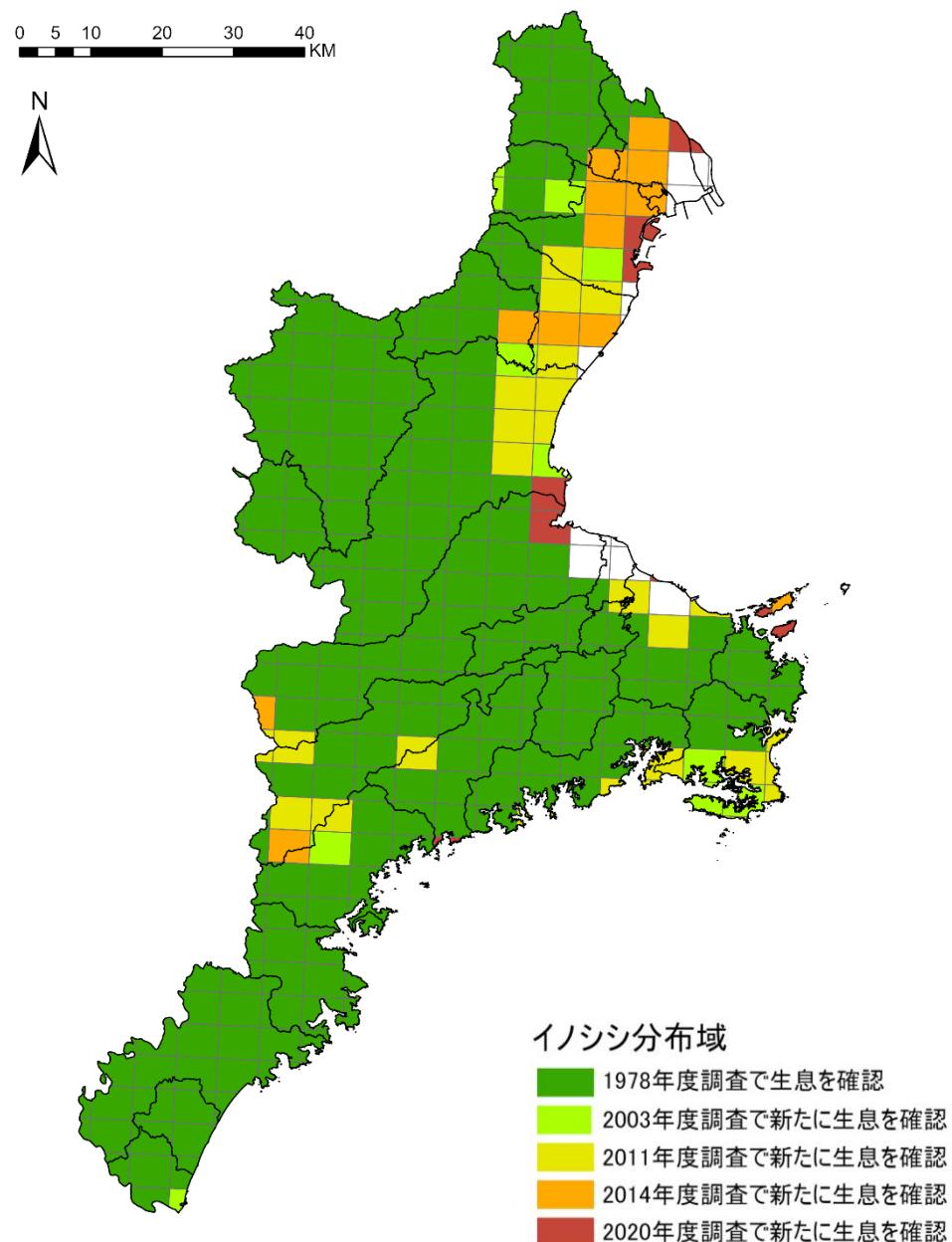


図1 本県におけるイノシシの分布状況

「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について」(環境省)

(<https://www.env.go.jp/press/109239.html>) を加工して作成

(3) 生息状況

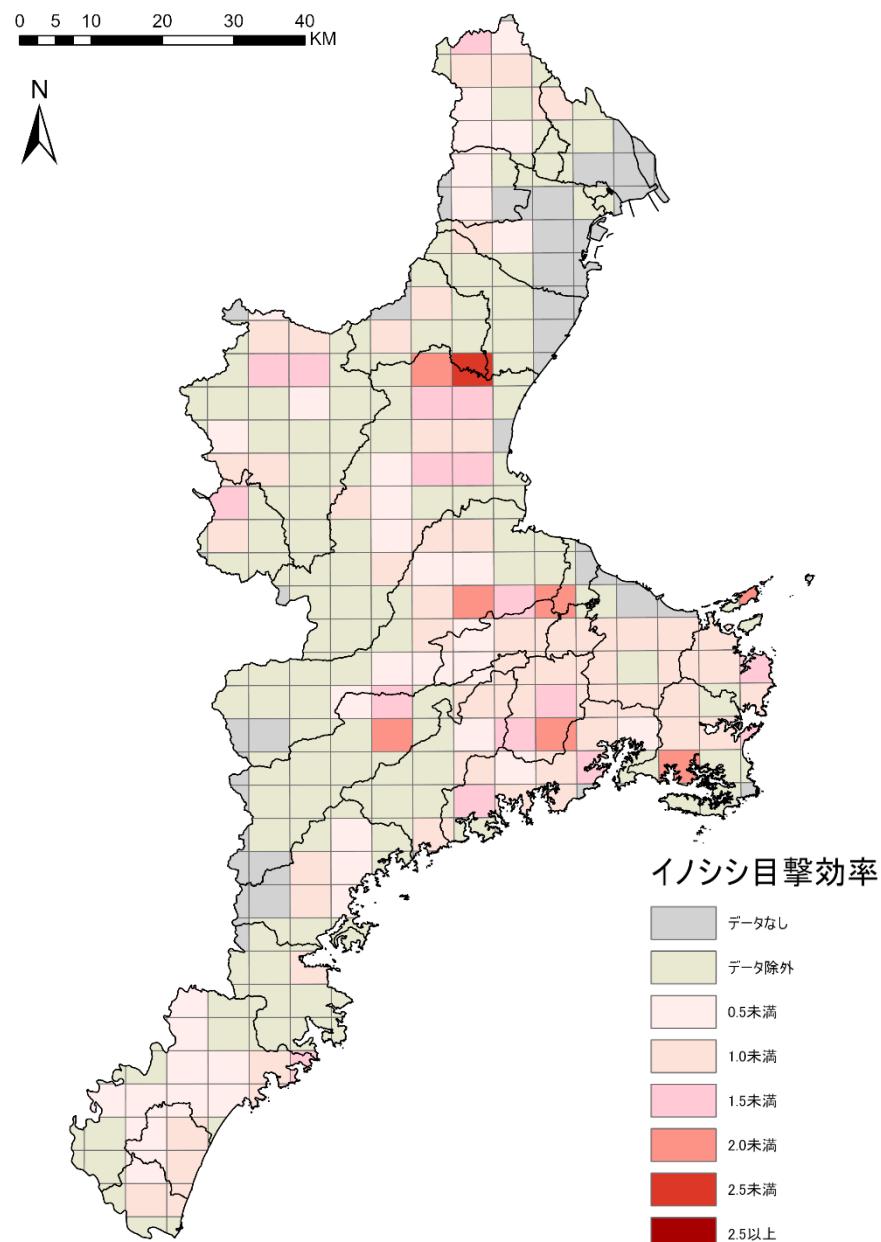


図2 イノシシの目撃効率 (H26~R2 年度の SPUE の平均値)

※データ除去：出猟人日数が 10 日以下/年のデータは除去した

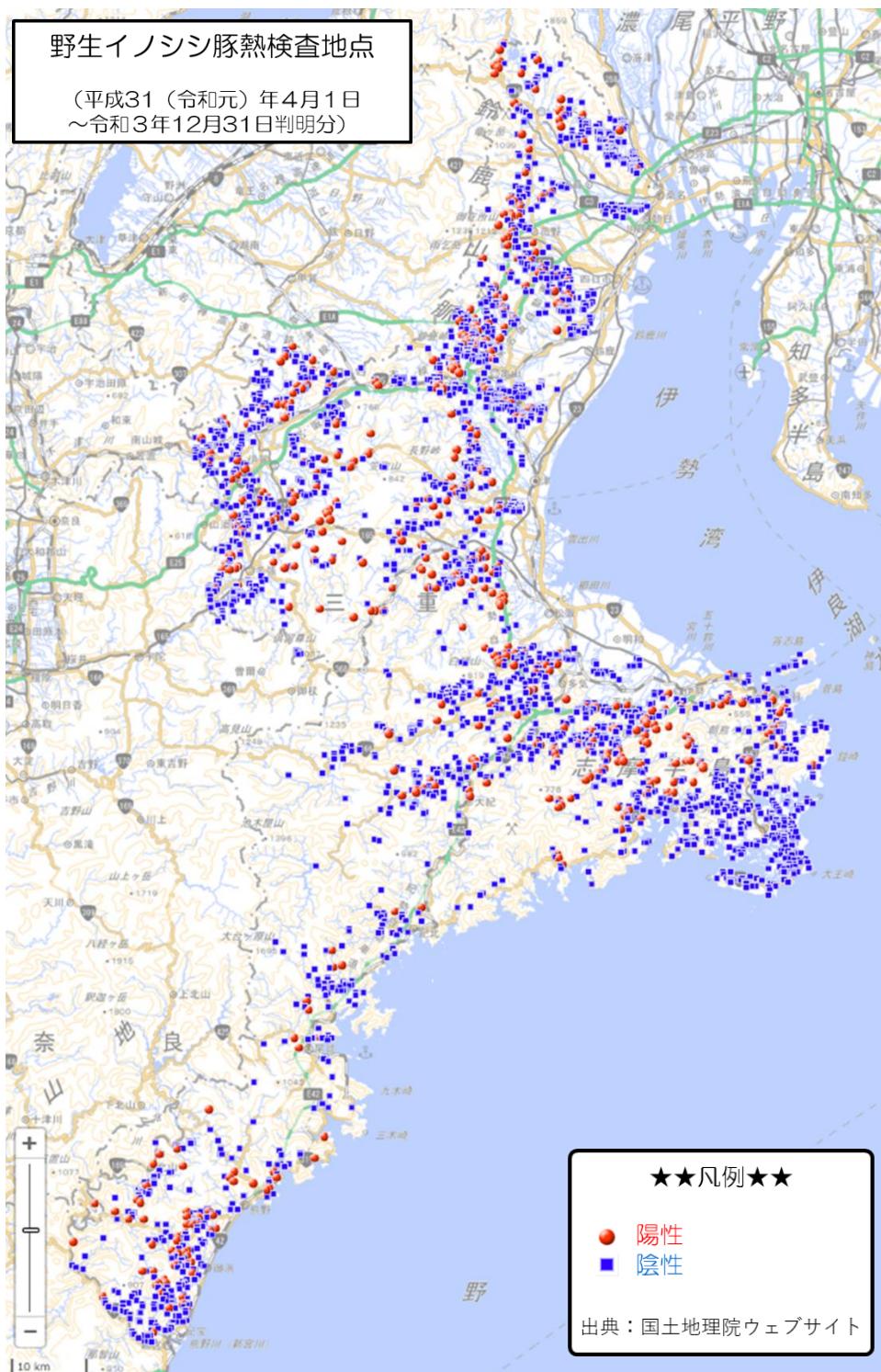


図3 豚熱の確認状況 (H31年4月～R3年12月時点)

(4) 被害状況

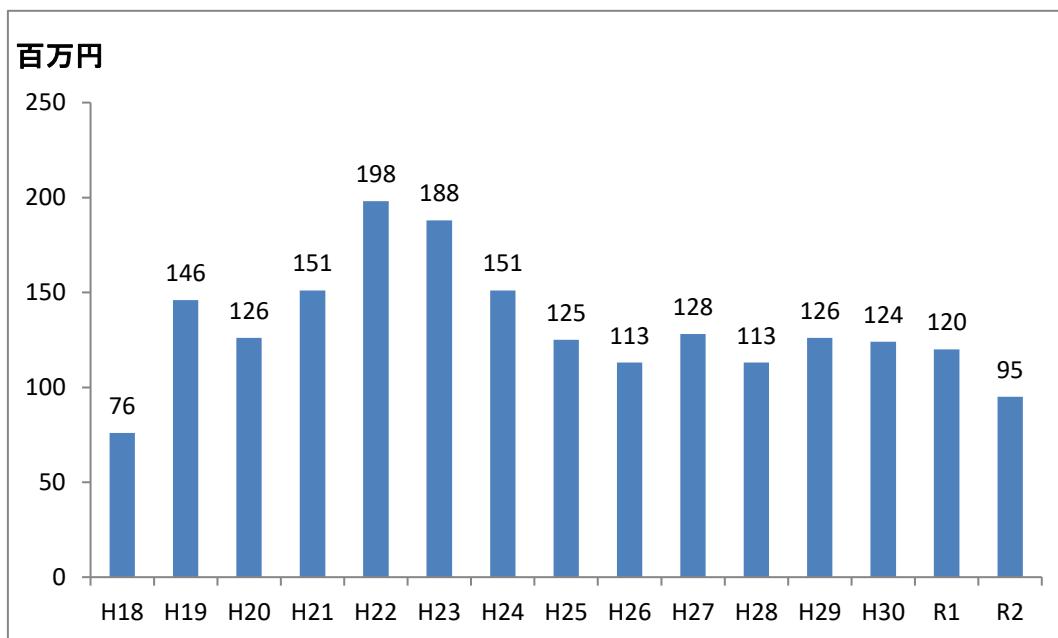


図4 イノシシによる農林業被害額の推移

表1 イノシシによる作物別被害額(農作物)

年度	稲	果樹	野菜	麦類	豆類	いも類	その他	計
H27	79,000	6,612	24,300	1,522	72	10,679	6,075	128,260
H28	65,277	6,422	22,952	1,192	144	11,428	5,332	112,747
H29	78,688	6,857	24,575	796	324	9,897	4,970	126,107
H30	79,018	6,074	28,382	1,409	263	7,755	926	123,827
R1	81,187	5,787	27,086	1,377	725	3,319	813	120,294
R2	67,696	4,521	17,066	1,174	236	3,161	680	94,534

(注) その他には、タケノコ被害を含む。

(単位：千円)

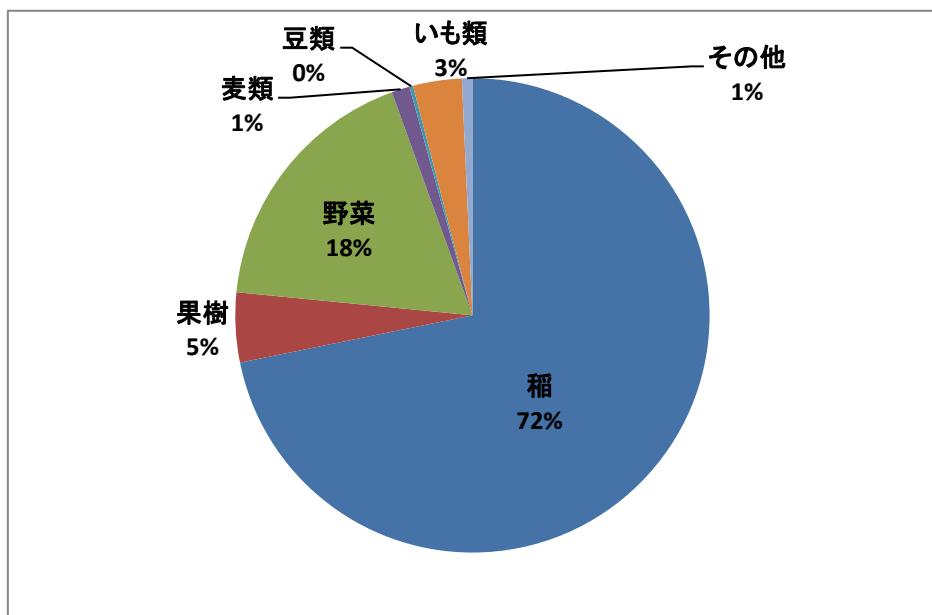


図5 イノシシによる作物別被害割合(令和2年度)

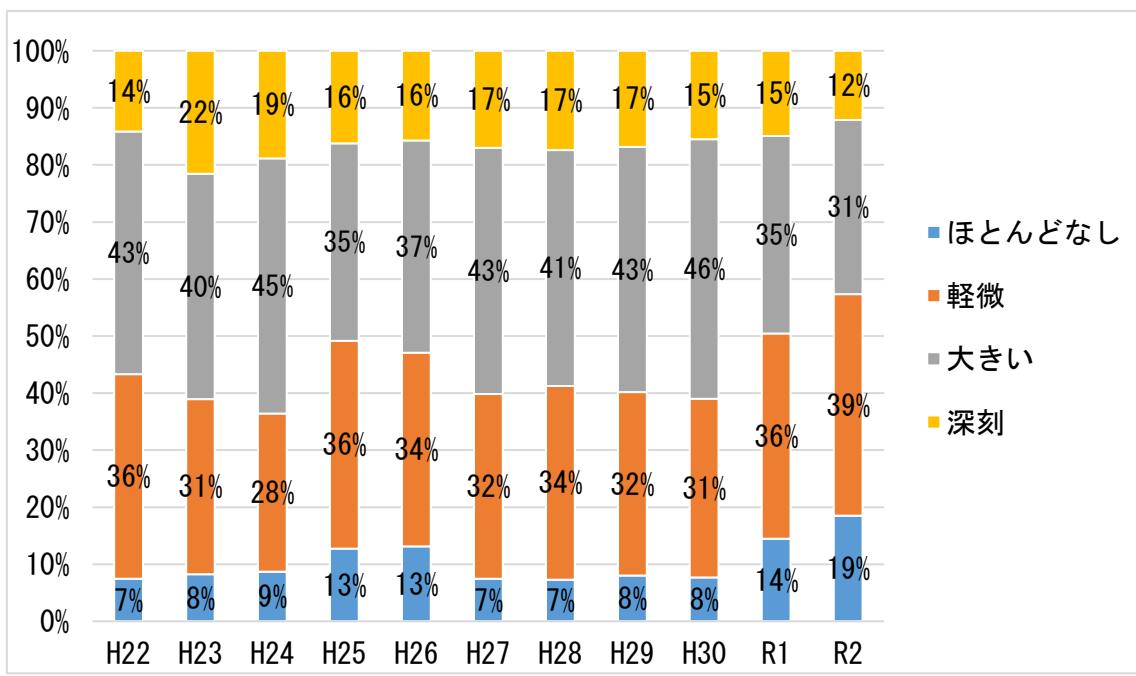


図6 農業集落アンケートに基づく被害発生状況の推移

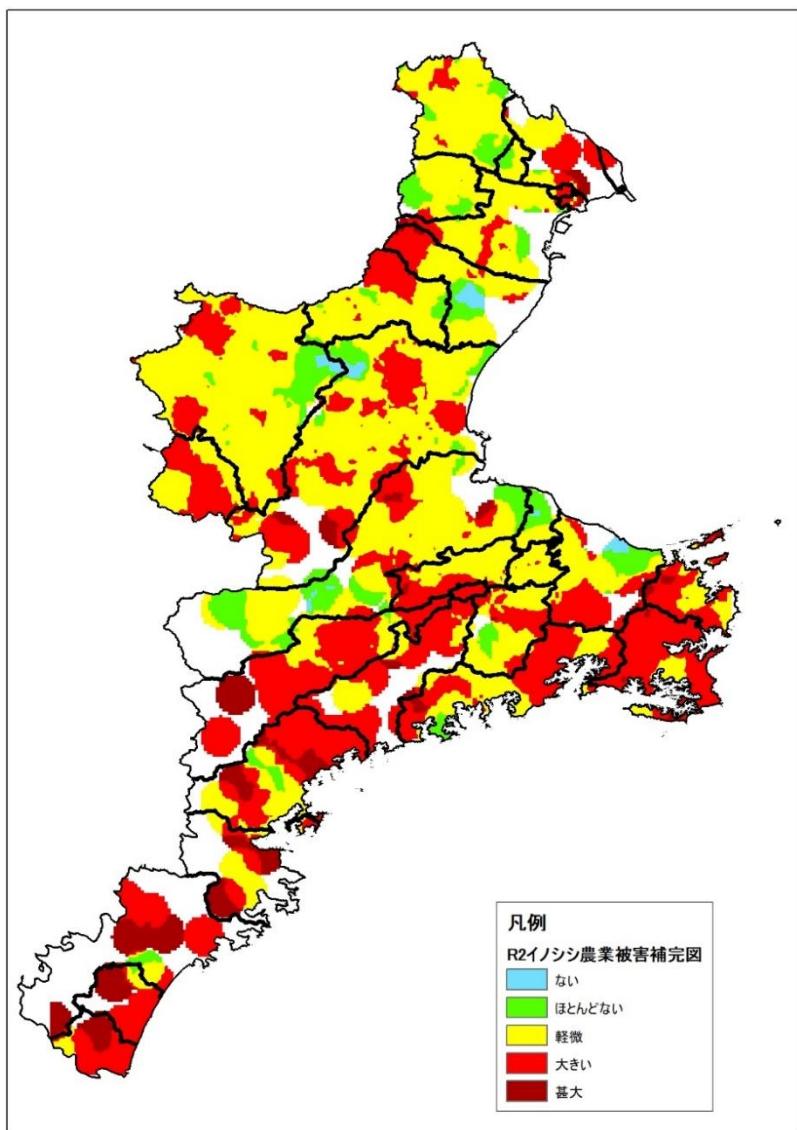


図7 農業集落アンケートに基づくイノシシによる被害状況(令和2年度)

(5) 対策状況

① 捕獲状況

県内におけるイノシシの捕獲頭数の推移は、平成18年度以降おおよそ増加傾向にあり、令和元年度には約16,600頭と期間中でもっとも多く捕獲されたが、令和2年度は捕獲頭数が大きく減少し約11,600頭であった。狩猟による捕獲頭数は、平成18年度から令和元年度まで約4,000～7,000頭前後で推移していたが、令和2年度は約2,200頭となっている。有害捕獲による捕獲頭数は、平成18年度の約1,300頭が令和元年度には約12,600頭となり、約10倍の捕獲頭数となったが、令和2年度は減少し約9,400頭であった(図8)。

なお、三重県では令和元年にいなべ市において豚熱によるイノシシの死亡が確認された。その後も県北部を中心に確認され、令和2年度現在では、県内全域で471頭のイノシシの感染が確認されており、捕獲によらないイノシシの死亡が顕在化している。

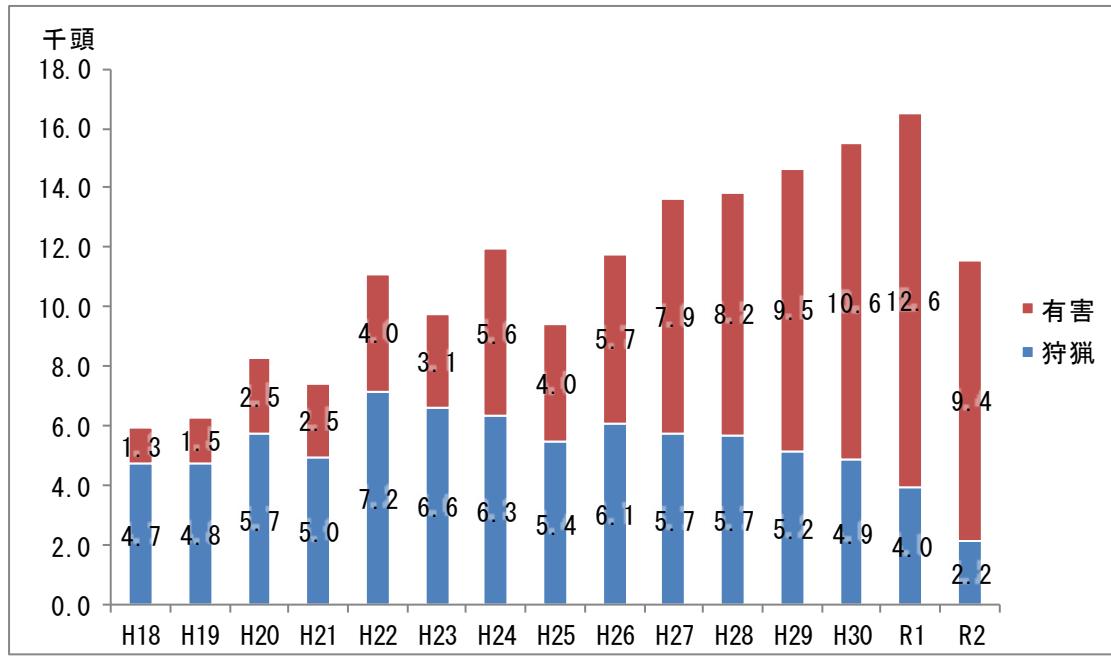


図8 イノシシの捕獲頭数の推移

② 被害防除対策状況

これまで県では、イノシシによる農業被害対策として、国の補助事業等を活用し、防護柵等の設置による被害対策やわな設置などの捕獲対策を推進し、被害の軽減に努めてきた。地域によっては市町補助事業等による集落単位など広域的防除の取組を推進している（表2）。

表2 侵入防止柵の整備状況（国補助）

	電気柵	金属柵	金属+電気柵	計
H22-R2 累計	146,537	1,347,618	414,241	1,908,396

（単位：m）

（6）各市町獣害対策協議会の設置状況

平成19年度に施行された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、県内の25市町に獣害対策協議会が設置され、被害防止計画に基づく対策が実施されている。

(7) 狩猟登録者数

狩猟登録者数の動向については、平成 20 年度から平成 26 年度まで減少傾向にあったが、その後平成 30 年度までは横ばいであった（図9）。しかし、令和元年度に豚熱のまん延防止の観点から一部地域で狩猟が禁止されたため、登録者数が大きく減少した。令和 2 年度は再度県内全域での狩猟が解禁されたが、全狩猟登録者数は 3,095 人に留まり、平成 20 年度の 3,564 人に比べ約 87% に減少している。また、免許区分別にみると、第 1 種銃猟登録者は、令和 2 年度は 1,474 人で、平成 20 年度の 2,643 人に比べ約 56% に減少している。一方、わな猟登録者は、令和 2 年度は 1,570 人と平成 20 年度の 884 人に比べ約 1.8 倍となり、農林業者の自己防衛等から増加しているものと考えられる。



図9 狩猟登録者数の動向